

福岡県公報

平成29年9月1日
第3922号

目次

告示(第560号-第573号)

- 指定採取源の指定の解除 (林業振興課) …………… 1
- 情報通信の技術を利用して行う知事の所管する行政手続等 (情報政策課) …………… 2
- 都市計画法の開発許可に係る区域指定 (都市計画課) …………… 2
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 2
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) …………… 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) …………… 3
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 3
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 4
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) …………… 4
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) …………… 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 4
- 平成29年度技能検定(後期)の実施 (職業能力開発課) …………… 5
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 7
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 7

公告

- 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) …………… 8
- 土地改良区の解散の認可 (農村森林整備課) …………… 8
- 保安林の皆伐面積の限度の公表 (農山漁村振興課) …………… 8
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 9
- 公共測量の実施(県が測量計画機関となった場合) (県土整備総務課) …………… 9
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 9
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 9
- 福岡県営住宅の駐車場の利用料金等の承認 (県営住宅課) …………… 10
- 都市計画事業の施行 (公園街路課) …………… 10

公安委員会

- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催 (県警本部生活保安課) …………… 10
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催 (県警本部生活保安課) …………… 11
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催(県警本部生活保安課) …………… 11

海区漁業調整委員会

- 浮きを使用した釣りの制限 (漁業管理課) …………… 12

告示

福岡県告示第560号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第9条第1項の規定に基づき、指定採取源の指定を解除するので、同条第4項において準用する同法第5条第1項の規定により次のとおり公示する。

平成29年9月1日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	指定年月日	指定採取源の種別	樹種	所在場所	解除面積及び本数	所有者の名称	所有者の住所
育-45-8	昭和38年3月31日	育種母樹林	スギ	築上郡上毛町大字宇野	0.82 (ha) 1,439 (本)	福岡県	福岡市博多区東公園7番7号

福岡県告示第561号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県規則第25号）第3条の規定に基づき、次のように情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称、条項、当該使用の開始日及び対象手続を公示する。

平成29年9月1日

福岡県知事 小川 洋

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）	第42条第1項	平成30年2月5日	自動車取得税・自動車税申告書（報告書）
	第43条		
	第54条		

福岡県告示第562号

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年福岡県条例第21号）第4条第1項の規定により、都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域を指定したので、同条例第4条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、指定した土地の区域を示す図面は、福岡県建築都市部都市計画課及び那珂川町地域整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成29年9月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定した土地の名称
筑紫郡那珂川町東隈地区
- 2 指定した土地の区域
筑紫郡那珂川町大字東隈及び東隈一丁目の各一部

福岡県告示第563号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第256号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成29年9月1日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西山田-1	遠賀郡岡垣町桜台（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第564号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第257号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成29年9月1日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
西山田-1	遠賀郡岡垣町桜台（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第565号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年9月1日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
内浦谷川1-3	遠賀郡岡垣町大字手野、大字内浦及び大字原（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
西山田-1	遠賀郡岡垣町桜台（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
海老津（b）	遠賀郡岡垣町大字海老津（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1から3までは省略し、その図面を岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第566号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年9月1日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
内浦谷川1-3	遠賀郡岡垣町大字手野、大字内浦及び大字原（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
西山田-1	遠賀郡岡垣町桜台（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり
海老津（b）	遠賀郡岡垣町大字海老津（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面3に記載する表のとおり

備考 別紙図面1から3までは省略し、その図面を岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第567号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成22年8月福岡県告示第1389号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成29年9月1日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
曲（d）-1	宗像市曲及び自由ヶ丘六丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第568号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成22年8月福岡県告示第1390号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成29年9月1日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
曲（d）-1	宗像市曲及び自由ヶ丘六丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第569号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第

57号) 第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域(平成26年3月福岡県告示第294号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成29年9月1日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
葉山1丁目(d)	宗像市自由ヶ丘三丁目及び葉山一丁目(別紙図面2に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面2は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第570号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域(平成26年3月福岡県告示第295号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成29年9月1日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
葉山1丁目(d)	宗像市自由ヶ丘三丁目及び葉山一丁目(別紙図面2に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面2は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第571号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年9月1日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
葉山1丁目(d)-1	宗像市葉山一丁目(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
葉山1丁目(d)-2	宗像市葉山一丁目(別紙図面2に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第572号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年9月1日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
葉山1丁目(d)-1	宗像市葉山一丁目(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
葉山1丁目(d)-2	宗像市葉山一丁目(別紙図面2に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第573号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年9月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成29年9月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	夏吉線 直方線	田川郡福智町上野2487番1先から 田川郡福智町上野3250番1先まで

公 告

公告

平成29年度技能検定（後期実施）を次のように実施する。

平成29年9月1日

福岡県知事 小川 洋

1 受検資格

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第45条並びに職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条から第64条の4まで及び第64条の6に定めるところによる。

2 等級別職種

(1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

(2) 1級及び2級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、工場板金（機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業）、ロープ加工（ロープ加工作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線

板設計作業及びプリント配線板製造作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、鉄道車両製造・整備（走行装置整備作業及び鉄道車両点検・調整作業）、時計修理（時計修理作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服パターンメイキング作業）、和裁（和服製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、製版（DTP作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業及び和菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業及びプラント配管作業）、厨房設備施工（厨房設備施工作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、自動ドア施工（自動ドア施工作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、金属材料試験（機械試験作業及び組織試験作業）、塗装（鋼橋塗装作業）、義肢・装具製作（装具製作作業）及び舞台機構調整（音響機構調整作業）

(3) 3級

機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業及びシーケンス制御作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業）、時計修理（時計修理作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、機械・プラント製図（機械製図CAD作業）及び電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

(4) 単一等級

エーエルシーパネル施工（エーエルシーパネル工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）及びバルコニー施工（金属製バルコニー工事作業）

3 技能検定の実施方法等

技能検定は実技試験及び学科試験によって実施する。

(1) 実技試験

ア 技能検定試験手数料 17,900円

ただし、次の表左欄に掲げる区分に該当する者は、それぞれ右欄に掲げる額とする。

受検者の区分	手数料の額
(ア) 3級を受検する公共職業能力開発施設等の訓練生（以下「訓練生」という。）及び大学、高等学校、専門学校等の在校生（以下「在校生」という。）	11,900円
(イ) 2級又は3級を受検する平成29年4月1日（土曜日）時点で35歳未満の者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者及び(ウ)に該当する者を除く。）	8,900円
(ウ) 3級を受検する平成29年4月1日（土曜日）現在で35歳未満の訓練生又は在校生	2,900円

イ 実施日及び場所

実施日	場所
平成29年12月4日（月曜日）から平成30年2月18日（日曜日）までの間において別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 試験問題の公表

実技試験の問題は、平成29年11月27日（月曜日）に福岡県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種に係る問題の全部又は一部については公表しない。

(2) 学科試験

ア 技能検定試験手数料 3,100円

イ 実施日及び場所

次の表左欄に掲げる検定職種に応じて、それぞれ同表中欄に掲げる日及び右欄に掲げる場所において行う。

検定職種	実施日	場所

(ア) 1級及び2級 機械検査、電気機器組立て、内燃機関組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工及び金属材料試験	平成30年1月21日 （日曜日）	福岡県職業能力開発協会が指定する場所
(イ) 3級 電気機器組立て、内燃機関組立て及び配管		
(ア) 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造	平成30年1月28日 （日曜日）	
(イ) 1級及び2級 さく井、工場板金、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、パン製造、厨房設備施工、防水施工、カーテンウォール施工及び機械・プラント製図		
(ウ) 3級 時計修理、冷凍空気調和機器施工、和裁及び機械・プラント製図		
(エ) 単一等級 エーエルシーパネル施工及びバルコニー施工		
(ア) 1級及び2級 舞台機構調整	平成30年1月31日 （水曜日）	
(ア) 1級及び2級 ロープ加工、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、帆布製品製造、製版、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、自動ドア施工、電気製図、塗装及び義肢・装具製作	平成30年2月4日 （日曜日）	
(イ) 3級 機械加工、機械検査、プリント配線板製造、建築大工及び電気製図		
(ウ) 単一等級 樹脂接着剤注入施工		

4 受検手続及び受付期間

(1) 受検の申込方法

ア 技能検定受検申請書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を添付すること。）を福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 電話番号092-671-1238）へ提出すること。

イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、福岡県職業能力開発協会等で交付する。郵便によって技能検定受検申請書の用紙を請求する場合は、郵便切手140円を同封すること。

ウ 実技試験及び学科試験の受検手数料は、福岡県職業能力開発協会に同協会が指定する方法により納入すること。受検手数料は、申込みの受付後は申込みを取り消した場合又は検定を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受検を申し込む場合は、必ず書留郵便又は宅配便によること。

(2) 受付期間

ア 受検申込みの受付期間は、平成29年10月2日（月曜日）から同月13日（金曜日）まで（午前9時00分から午後5時00分まで）とする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には、受付を行わない。

イ 郵便による受検申込みは、平成29年10月13日（金曜日）までの消印があるものに限り受け付ける。

5 合格者の発表等

(1) 実技試験及び学科試験の発表

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福岡県職業能力開発協会が書面で本人に通知する。

(2) 技能検定の合格者発表

技能検定の合格者発表は、平成30年3月16日（金曜日）に福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課及び福岡県職業能力開発協会に掲示して行うとともに、福岡県ホームページに掲載する。

(3) 合格証書

技能検定の合格者には、特級、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については福岡県知事名の合格証書を交付する。

6 その他

技能検定についての問合せは、福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 電話番号092-671-1238）又は福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話番号092-643-3603）に対して行うこと。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年9月1日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 LaRa TOWN 太宰府店

(2) 所在地 筑紫野市塔原東五丁目11番5号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第2項の規定に基づき住民から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年9月1日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパーセンタートライアル行橋上津熊店
- (2) 所在地 行橋市上津熊字フジタ103番1 外8筆

2 法第8条第2項の規定に基づき住民から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

現在の計画では、出入口は国道201号線沿いの1箇所となっているが、本計画では出入口付近での渋滞（特に車両の右折時）が避けられない。

渋滞の発生により、近隣の交通への不便となるばかりでなく、う回路の交通量の増加が想定される。特に、トライアルの東側の道路の交通量の増加が懸念されるが、本道路およびその先の川沿いの道は、小さい子供が多くまた学校の通学路にもなっており、事故につながるリスクが大きくなる。

以上を踏まえ、出入口付近の渋滞は開店にあたり確実に避けていただきたい事項であり、下記3点をお願いする。

- ① 国道201号線からの右折入店時の右折レーンの設置を行うこと。
- ② 退店時の出口に左折レーンと右折レーンの設置を行うこと。
- ③ トライアル東側の道路の駐車禁止の設定を行うこと。

(2) 防災・防犯対策について

今回トライアルが出店する土地はもともと田んぼのあった土地だが、出店に伴い舗装されることにより治水能力が低下する。昨今の気象の異常もあり、特に大雨の場合の水害への懸念が大きい。特にトライアルの東側の道路は、周囲より高度が低くなっており、現在でも大雨時の一部浸水があるが、トライアル側からの流入によりさらに浸水の危険が高くなる。水害のリスクは周辺に対する大きな懸念であり、下記の実施をお願いする。

- ① 排水計画を提示する。
- ② 適切な排水処理を実施する。

(3) その他

トライアルは24時間営業であり、周辺の治安への悪影響や青少年への悪影響が懸念される。治安の悪化を避けるべく、下記の事項をお願いする。

- ① 18歳未満の午後9時以降の入店（駐車場含む）の禁止を徹底する。
- ② 駐車場内での迷惑行為の防止を徹底する。

- ③ 店内の余裕を持った商品配列を実施する。

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成29年9月1日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営影堤地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成29年9月1日から 平成29年10月2日まで	小郡市役所

公告

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年9月1日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	解散認可年月日
元永土地改良区	平成29年8月23日

公告

平成29年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を、次のように公表する。

平成29年9月1日

福岡県知事 小川 洋

森林計画区	保安林の種類	単位区域	同一の単位とされる区域	皆伐面積の限度 (単位ヘクタール)

筑後・矢部川	水源かん養保安林	矢部川	筑後・矢部川森林計画区	526.45
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	185.00
〃	水源かん養保安林	筑後川	〃	648.58
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	222.85
福岡	水源かん養保安林	福岡	福岡森林計画区	859.55
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	242.96
〃	干害防備保安林	筑紫野	筑紫野市	1.18
遠賀川	水源かん養保安林	遠賀川	遠賀川森林計画区	1127.58
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	106.01
〃	干害防備保安林	飯塚	飯塚市	0.32
〃	〃	宮若	宮若市	0.20
〃	水源かん養保安林	北九州	遠賀川森林計画区	347.86
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	109.30
〃	水源かん養保安林	今川	〃	795.85
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	234.89
福岡、 筑後・矢部川	保健保安林	福岡、 筑後川、 矢部川	筑後・矢部川森林計画区 福岡森林計画区	140.84
遠賀川	〃	北九州、 遠賀川、 今川	遠賀川森林計画区	258.28

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年9月1日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区	平成29年8月9日から 平成29年11月30日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年9月1日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（2級基準点測量 1点、3級基準点測量 1点）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
遠賀郡岡垣町大字高倉	平成29年8月16日から 平成29年11月17日まで

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年9月1日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市筵内字鶴252番1及び252番17

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

古賀市千鳥二丁目19番7 203号室

八尋 勇三

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年9月1日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市大字西小田904番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小郡市希みが丘二丁目4番地12ココスハウス202号

久原 達矢

公告

福岡県営住宅条例（平成9年福岡県条例第69号）第68条第2項及び第3項の規定に基づき、福岡県営住宅の駐車場の利用料金等を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成29年9月1日

福岡県知事 小川 洋

名称、位置及び利用料金等

名称	位置	駐車料等		承認年月日
		利用料金 (月額)	保証金	
福岡県営西本町住宅	田川郡川崎町	2,500円	7,500円	平成29年7月27日

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

平成29年9月1日

福岡県知事 小川 洋

1 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画道路事業 3・3・1-39号 志免宇美線

宇美須恵都市計画道路事業 3・3・14-1号 志免宇美線

2 施行者の名称

福岡県

3 事務所の所在地

福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県福岡県土整備事務所 福岡市東区箱崎一丁目18番1号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

糟屋郡志免町大字吉原字和田、字恵良及び字河原地内

糟屋郡宇美町大字井野字長瀬、字川原田、字供田、字市郎田及び字高岸並びに大字宇美字高岸地内

(2) 使用の部分

糟屋郡志免町大字吉原字河原地内

糟屋郡宇美町大字井野字長瀬及び字野間地内

公安委員会

福岡県公安委員会告示第242号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成29年9月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成29年10月31日（火） 午前10時00分から午後5時00分までの間

(2) 講習会の場所

飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時間	科目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第243号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成29年9月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成29年10月4日（水） 午後1時30分～午後4時30分	豊前市大字荒堀535番地1 豊前警察署 会議室	豊前警察署
平成29年10月10日（火） 午後1時30分～午後4時30分	久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室	久留米警察署
平成29年10月19日（木） 午後1時30分～午後4時30分	福岡市博多区博多駅前2丁目8番24号 博多警察署 会議室	博多警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第244号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成29年9月1日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成29年11月2日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

平成 29 年 11 月 9 日 (木) 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分	筑紫野市大字袖須原 223 番地 25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日 18 名
平成 29 年 11 月 16 日 (木) 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成 29 年 11 月 2 日 (木) 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分	筑紫野市大字袖須原 223 番地 25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15 名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の 1 か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

海区漁業調整委員会

筑前海区漁業調整委員会指示第181号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、筑前海区における浮きを使用した釣りの制限について、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために該当漁法により操業する場合は、この限りではない。

平成29年9月1日

筑前海区漁業調整委員会会長 本田 清一郎

1 浮きを使用した釣りの禁止

次の(1)～(7)の区域において、浮きを使用した釣りを行ってはならない。

(1) 沖ノ島

宗像市沖ノ島最大高潮時海岸線から2海里以内の区域。ただし、いそ釣りは除く。

(2) 波津白瀬

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。
(世界測地系)

ア 北緯33° 56.055分、東経130° 33.080分

イ 北緯33° 55.064分、東経130° 33.109分

ウ 北緯33° 55.094分、東経130° 34.663分

エ 北緯33° 56.074分、東経130° 34.621分

(日本測地系)

ア 北緯33° 55.855分、東経130° 33.220分

イ 北緯33° 54.864分、東経130° 33.249分

ウ 北緯33° 54.894分、東経130° 34.803分

エ 北緯33° 55.874分、東経130° 34.761分

(3) 幸辰

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。
(世界測地系)

ア 北緯33° 59.032分、東経130° 35.181分

イ 北緯33° 58.885分、東経130° 35.390分

ウ 北緯33° 58.338分、東経130° 35.028分

エ 北緯33° 58.648分、東経130° 34.689分

(日本測地系)

ア 北緯33° 58.832分、東経130° 35.321分

イ 北緯33° 58.685分、東経130° 35.530分

ウ 北緯33° 58.138分、東経130° 35.168分

エ 北緯33° 58.448分、東経130° 34.829分

(4) 箱山出シ

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯34° 0.271分、東経130° 33.321分

イ 北緯34° 0.661分、東経130° 33.707分

ウ 北緯34° 0.199分、東経130° 34.950分

エ 北緯33° 59.986分、東経130° 34.760分

(日本測地系)

ア 北緯34° 0.071分、東経130° 33.461分

イ 北緯34° 0.461分、東経130° 33.847分

ウ 北緯33° 59.999分、東経130° 35.090分

エ 北緯33° 59.786分、東経130° 34.900分

(5) ロクロ・スギザキ・相ノ切レ

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯34° 1.508分、東経130° 37.620分

イ 北緯34° 0.006分、東経130° 38.698分

ウ 北緯33° 59.149分、東経130° 40.075分

エ 北緯33° 59.355分、東経130° 40.526分

オ 北緯34° 0.260分、東経130° 40.027分

カ 北緯34° 0.724分、東経130° 39.399分

キ 北緯34° 1.547分、東経130° 38.614分

(日本測地系)

ア 北緯34° 1.308分、東経130° 37.760分

イ 北緯33° 59.806分、東経130° 38.838分

ウ 北緯33° 58.949分、東経130° 40.215分

エ 北緯33° 59.155分、東経130° 40.666分

オ 北緯34° 0.060分、東経130° 40.167分

カ 北緯34° 0.524分、東経130° 39.539分

キ 北緯34° 1.347分、東経130° 38.754分

(6) 白島西沖

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯34° 1.608分、東経130° 42.248分

イ 北緯34° 1.425分、東経130° 41.796分

ウ 北緯34° 0.577分、東経130° 42.223分

エ 北緯34° 0.865分、東経130° 42.762分

(日本測地系)

ア 北緯34° 1.408分、東経130° 42.388分

イ 北緯34° 1.225分、東経130° 41.936分

ウ 北緯34° 0.377分、東経130° 42.363分

エ 北緯34° 0.665分、東経130° 42.902分

(7) コ瀬

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯34° 2.161分、東経130° 42.318分

イ 北緯34° 2.514分、東経130° 42.945分

ウ 北緯34° 1.748分、東経130° 43.413分

エ 北緯34° 1.498分、東経130° 42.691分

(日本測地系)

ア 北緯34° 1.961分、東経130° 42.458分

イ 北緯34° 2.314分、東経130° 43.085分

ウ 北緯34° 1.548分、東経130° 43.553分

エ 北緯34° 1.298分、東経130° 42.831分

2 指示の有効期間

平成29年9月21日から平成32年9月20日まで